令和３年第１０回弥彦村議会（９月）定例会

議　事　日　程　（第５号）

令和３年９月１７日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第６３号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例について
日程第　２　議案第６４号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第５号）
日程第　３　議案第６５号　令和３年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第　４　議案第６６号　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　５　請願第　１号　「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願
（以上５案件　総務文教常任委員長報告）
日程第　６　議案第６７号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）
（以上１案件　競輪特別委員長報告）
日程第　７　議案第６９号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）
日程第　８　発委第　２号　コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書
日程第　９　発議第　１号　新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況に対処し地方財政源の充実を求める意見書
日程第１０　発議第　２号　議会基本条例特別委員会の設置について
日程第１１　議員派遣の件について
日程第１２　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
日程第１３　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
日程第１４　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	渡	邊	富	之	さん	２番	古	川	七	郎	さん
３番	那	須	裕	美子	さん	４番	丸	山		浩	さん
５番	板	倉	恵	一	さん	６番	柏	木	文	男	さん
７番	小	熊		正	さん	９番	本	多	隆	峰	さん
１０番	安	達	丈	夫	さん						

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦 さん	副村長	廣瀬勝利 さん
教育長	林順一 さん	防災監	増田規 さん
総務部長	志田馨 さん	総務課長	伊藤和恵 さん
防災・情報対策課長	浜田禎介 さん	税務課長	小林健仁 さん
住民課長	小出将浩 さん	福祉課長	坂爪明博 さん
健康推進課長	松井裕美子 さん	農業振興課長	鈴木光英 さん
観光商工課長	柳川治美 さん	建設企業課長	丸山栄一 さん
公営競技事務所長	斎藤雄希 さん	会計管理者	水沢正一 さん
教育課長	富田憲 さん		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	髙橋信弘	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん）　おはようございます。

ただいまから、令和３年第10回弥彦村議会９月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　最初に、日程第１、議案第63号　弥彦村村税条例の一部を改正する条例についてから、日程第５、請願第１号　「コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願までの、条例１案件、補正予算３案件、請願１案件を一括して議題といたします。

以上の５案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん）　おはようございます。

それでは、令和３年第10回９月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、９月定例会において付託された議案を審査するため、去る９月８日午前９時から議場において開催いたしました。

審議された議案で、主なものについてご報告いたします。

出席委員は４名であります。欠席、丸山浩委員であります。

説明のため出席した者、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は条例改正１案件、補正予算３案件、請願１案件であります。

委員長開会宣言の後、付託された５案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は連合による審査のため、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

付託された条例改正１案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、補正予算３案件についての審査では、矢作駅前歩道について、矢作駅を利用している通

勤・通学者は、冬の雪道となると多くの危険を伴うことが想定されるので、早急に取りまとめてもらいたい。なお、県の考えはとの質疑に、村の長年の懸案事項であり、現在、区長等と認可地縁団体設立に向けて調整を行っている。９月２日に新潟県三条地域振興局地域整備部を訪問し、現状説明と県事業の来年度予算化の要望を行ったとの答弁でした。

続いて、矢作駅前の歩道整備は、弥彦小学校統合の50年以上も前から念願の課題の一つでもあった。このたび、どのような事由で事が運ぶことになったのかとの質疑に、平成27年に地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体が一定期間所有していた不動産で、相続人等の一部の所在が知れない場合でも、一定の手続を経ることで認可地縁団体へ所有権の移転登記ができる特例制度が創設された理由によるとの答弁でありました。

続いて、新会社設立調査検討業務委託料330万円は、枝豆冷凍加工を行う新会社設立のためとのことであるが、どのような新会社を想定しているのか。また、建設予定地として弥彦のテニスコート跡地利用とのことであったが、変わりはないかとの質疑に、枝豆の冷凍加工のほか、一時確保や国内への販売、海外展開を行う会社を想定している。建設予定地は、城山森林公園テニスコート跡地ではなく、枝豆共同選果場隣の米集荷倉庫を候補地として、現在、所有者のＪＡ越後中央と協議を行っているとの答弁でした。

枝豆ブランド魅力発信事業について、コンサルティングや付加価値向上の支援、海外展開に向けた準備作業について詳しい説明をとの質疑に、主に食品の冷凍加工を行う企業での海外勤務経験が豊富で、その後もＪＩＣＡやＪＥＴＲＯで企業支援を行っていたインディペンデント・コントラクターへ業務委託を行う。専門知識や経験から、枝豆に関する品質の助言、国内外市場環境調査、販売候補先の選定や実行可能性、採算性などの調査・支援のほか、弥彦村としてのＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の取組に対してもアドバイスをいただくとの答弁でした。

続いて、もみ殻をどのように堆肥化するのかとの質疑に、収穫したもみ殻は粉砕し、そこに必要な成分を含む豚ふん、枝豆残渣、卵の殻、竹チップ、弥彦山の伏流水を加え熟成させ、もみ殻堆肥を製造する。更に、もみ殻堆肥に化学肥料を加え、もみ殻肥料として活用するとの答弁でした。

続いて、もみ殻引取り費用に対しての助成金であるが、もみ殻堆肥の散布においては各農家は散布用機械が必要となる。散布までを請け負うのか、また、その場合の費用負担はどのようになるのかとの質疑に、今回のもみ殻集積補助金は、もみ殻収集の初年度ということもあり、生産者が負担する収集料金に対して補助を行うもの。生産者は肥料代及び散布費用を負担することになるが、費用はおおむね慣行栽培の肥料代と同程度となる見込みであるとの答弁でした。

個人番号交付事業費補助金310万円が計上されているが、どのように交付率を上げるのか。また、どのような社会を目指しているのかとの質疑に対して、村民がマイナンバーカードを作りたいときにすぐにつくれる体制を整え、交付率を上げていきたいとの答弁でした。

また、効果やどのような社会になるかに関する質問については、総括質疑で村長がお答えするとの答弁でした。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国保補助金5,586万2,000円は、①として、弥彦体育館・サンビレッジの接種会場設定費用、送迎バス運行費用など。②接種人数を申請すると補助金が交付される仕組みなのか。③として、時間外勤務手当などを支出しているが、経費は国・県・村と負担割合は決まっているのかとの質疑に、費用内容については、医師、看護師、一般従事者の報償費、職員の時間外勤務手当、接種会場設営委託料、封筒や消耗品の需用費送迎バス借上料である。②については、接種人数に応じて国から交付されるのは、新型ウイルスワクチン接種対策国庫負担金。負担金で措置される通常接種に必要となる経費を超えた部分について措置される仕組みであると。③としては、ワクチン接種に係る経費100％国費負担となるとの答弁でした。

続いて、財政調整積立7,010万円、予算のとおりだが９月で大丈夫なのかとの質疑に、６月定例会の一般会計補正予算（第２号）において、65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保などの財源とするため積立てを取りやめたが、今回補正の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国保補助金の内示に伴い、基金への積立てができると判断したとの答弁でした。

村営住宅維持修繕費300万円は、どこでどのような修繕をするのか。また、村営住宅の入居状況はどうなのか。弥彦村公営住宅長寿命化計画では、計画的に修繕を実施し、公営住宅の長寿命化を図るとしていたが、現在の実施状況はとの質疑に、修繕内容は二松第１団地２戸で、退去に伴う修繕費である。入居状況は、矢作塚田団地６戸、弥彦大石原団地１戸、矢作第１団地７戸、矢作第２団地５戸、二松第１団地３戸、二松第２団地４戸、矢作第３団地３戸の計29戸となっている。また、長寿命化計画に関する質問は、総括質疑で村長がお答えするとの答弁でありました。

続いて、今年３月の暴風雪被害に交付内示があったことで、麓二区の復旧につながった。被害の大小はあるが、交付決定の基準はとの質疑に、大雪被害に伴う「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」は、助成要件として、ビニール等被覆材のみの被害は対象とならず、ハウスの再建または修繕で事業費が50万円以上の被災が対象であるとの答弁でした。

続いて、弥彦山登山道９合目が土砂崩れで修復整備工事が行われている。県工事と弥彦村の工事の振り分けの基準はとの質疑に、県で行う工事箇所は崩落した斜面に限られる。村で行う修復整備工事は登山道であるとの答弁でありました。

続いて、移住促進事業補助金で今年度10件の申請が出され、今後不足が見込まれることから、100万円の補正である。転入が増えて予算が不足する場合、今後も補正予算を組むのか。それとも予算の打切りをするのかとの質疑に対して、この移住促進事業補助金については、定住人口増加のために必要な事業であることから、今後更に不足が見込まれる場合は、補正により対応していくとの答弁でした。

そのほか、消雪パイプノズルの交換工事や投票システムの導入について質疑がありました。

次に、請願１件についての審査では、質疑、討論ともなく、採択することに決定し、最終日に意見書を発案することといたしました。

以上が、主な審査内容です。

なお、最後に、会期外の所管調査について、最終日の本会議に議長に対して継続審査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は、10時40分でした。

報告は以上であります。

令和３年９月17日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　続いて、柏木厚生産業常任委員長から委員会報告があります。

柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん）　令和３年第10回９月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

当委員会は、本会議において付託された議案がなかったことから、開催いたしませんでしたが、会期外の所管事項について委員にお諮りするため、本日、委員会室において委員会を開催いたしました。

出席委員は５名全員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長であります。

午前８時55分、委員長開会宣言の後、会期外の所管事項調査について委員会に諮り、本日、最終日に議長に対して継続審査の申出をすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は８時57分でした。

以上、報告であります。

令和３年９月17日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

○議長（安達丈夫さん）　ただいま両委員長から審査結果についてご報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております、５案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りいたします。これより、５案件を条例、一般会計補正予算、特別会計補正予算、請願に区分して採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

それでは最初に、議案第63号の条例について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第63号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　全員起立と認めます。

したがって、議案第63号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号の一般会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第64号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、議案第64号は可決することに決定をいたしました。

次に、日程第３、議案第65号及び日程第４、議案第66号の特別会計補正予算２案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第65号及び議案第66号に対する委員長報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、議案第65号及び議案第66号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第５、請願第１号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第１号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、請願第１号は採択することに決定をいたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第６、議案第67号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰さん）　令和３年第10回９月定例会競輪特別委員会審査報告。

本委員会は、９月定例会において付託された議案を審査するため、去る９月10日午後１時30分から議場において開催いたしました。

出席委員は９名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、総務部長、総務課長、公営競技事務所長、公営競技事務所副所長２名であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、令和３年度補正予算（第２号）の１案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

車券売上げ収入ということで28億円の補正となっているが、売上げをどのように見込んでいるのか。また、寛仁親王牌も開催されるが、入場制限を行うことで本場の売上げが減少すると思うが、寛仁親王牌の売上げはどう見込んでいるのか。入場事前申込みの現況も併せて伺いたいとの質疑に、28億円の増額補正は普通競輪開催分である。普通競輪とは、ＦＩ・ＦⅡと言われるもの

で、ナイター競輪、ミッドナイト競輪も含まれる。いずれもインターネット投票が好調なため増額となった。寛仁親王牌の売上げは当初予算どおり85億円を見込んでいる。本場売上げは、入場制限なしの場合１億9,000万円の見込みであったが、入場制限2,000人で１億円と見込んでいる。場外売場では、当初46億円としていたが38億円とし、インターネット投票は36億円から46億円と、売上げ見込みの内容を現状に合わせて修正したが、総額85億円は変わらない。入場事前申込みの応募状況であるが、場内約1,600、郵便はがき500、インターネット1,500で、約3,600名というところである。記入不備や重複なども考えて、有効となる数は少なくなると思うが、９月10日締切りとし、その後抽せん、９月末の発送と考えているとの答弁でした。

寛仁親王牌での本場売上げの減少はあるものの、全体的に考えれば影響はないとのことで安心した。新型ウイルス感染症対策やいろいろなＰＲなど工夫をされ、寛仁親王牌の成功を祈っているとの意見がありました。

８月開催のオールスター競輪では無観客開催となっていたが、無観客開催になるには何か基準があるのかとの質疑に、オールスター競輪も最初は上限2,000人での有観客開催として準備が進められていたが、競輪場のあるいわき市がまん延防止等重点措置の対象地域となったため、開催１週間前に急遽無観客開催となった。この決定はあくまで施行者の判断であり、中央からの明確な指針は出ていない。ただし、開催中に選手や関係者などから感染者が出た場合は中止などの措置が考えられるが、それ以外は施行者である自治体の判断に委ねられる。これについては、村長とも相談し、弥彦村としてはできるだけ開催する考えであるが、新潟県の方針や今後の緊急事態宣言の発令などで、無観客開催、場外発売業務の中止などを検討しなければならない。開催中止はよほどのことがない限りは行わないとの答弁でした。

ほかに質疑、討論ともなく、村長の提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、担当所長から令和２年度収益状況、令和３年度売上げ状況、ミッドナイト競輪の売上げ状況、全国競輪売上げの状況、令和３年度下半期開催日程、令和３年度収益見込み、一般会計繰出金及び基金積立て状況及び第30回寛仁親王牌世界選手権記念トーナメントについての報告事項の説明があり、その後、質疑に入りました。

全国的にも本場、サテライトとも売上げが減少しているようだが、閉鎖するサテライトなどはあるのかとの質問に、サテライトの経営が厳しいという状況はある。昨年の緊急事態宣言等で発売中止の期間が長く、再開してからも思ったように客足が戻らず、２つのサテライトが閉鎖した。その反面、今年に入って新たに参入してくるサテライトも３つほどあるとの答弁でした。

寛仁親王牌に伴う光回線工事であるが、どこに設置予定かとの質問に、寛仁親王牌の参加選手は108名となり、選手控室を広く取るようにと中央からも示されているので、有料席となっているロイヤルルームを選手控室として利用する予定である。ＧＩ開催となり、記者数も多くなる。当初は旧ロイヤルルームを記者席と考えていたが、そちらも選手控室となるため、新観覧席、３階、４階に記者席を設ける。こちらはもともと記者席とは考えていなかったため、通信回線の設備がなく、臨時の設置工事を行うものであるとの答弁でした。

ファン送迎バスが以前より大型化していると思うのだがどうしてか。これは今後も継続されるのか。また、バスの大型化により、以前との経費の差はどのくらいかとの質問に、昨年７月の開催再開に併せ、新型ウイルス感染症対策として、お客様のバス内での密の緩和のために大型化した。送迎バスを打ち切るのではなく、お客様の安全を確保しつつ継続の方向とした。小・中型バスから大型バスになって約３割の経費増となるが、開催全体の経費から考えると僅かなものであるという答弁でした。

村長就任から７年間で、一般会計への繰出金４億円、工事費等15億円で約19億円。今年度は３億円の繰出金が予定されている。競輪収益として大変よい調子と思うが、今後どのように状況が変化していくのか分からないので、気を引き締めて続けていっていただきたいとの意見に、現在のミッドナイト競輪の好調は国の金融緩和の政策のおかげであるが、これはずっと続く訳ではないので、今後はよく検討したいとの答弁でした。

以上が、報告事項の審査内容でした。

本委員会は、閉会時刻は午後２時28分でした。

報告は以上であります。

令和３年９月17日、競輪特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん）　今ほど委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

補正予算１案件について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

古川議員。

○２番（古川七郎さん）　ただいまの説明で、入場制限ということで、これは恐らくそちらのほうから指示されたと思います。私もそのとおり今や進行しているものと思いますが、今年開催されるのは来月の月末……、これ、いいですか。間違っているかな。

○議長（安達丈夫さん）　答弁は、委員長の本多委員長になりますが、よろしいですか。

○２番（古川七郎さん）　いや、担当者で結構です。

○議長（安達丈夫さん）　それは、この会ではできません。

○２番（古川七郎さん）　駄目ですか。はい、分かりました。

○議長（安達丈夫さん）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております、補正予算１案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがいまして、議案第67号は可決することに決定いたしました。

◎議案第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第７、議案第69号　令和３年度一般会計補正予算（第６号）についての追加１議案を議題といたします。

それでは、提案者から説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん）　令和３年第10回弥彦村議会９月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第69号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第６号）につきましては、既定の歳入歳出の総額45億7,988万3,000円に、歳入歳出それぞれ4,948万円を追加し、総額を46億2,936万3,000円とするものであります。

歳入といたしましては、15款県支出金4,948万円。

歳出の主なものといたしましては、７款商工費4,948万円であります。

県の特別警報発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業費を急遽追加提案させていただくものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん）　ありがとうございました。

お諮りいたします。ただいま追加の１議案については、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。

それでは、議案第69号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議案議題となっております議案第69号の一般会計補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　全員起立と認めます。

したがいまして、議案第69号は可決することに決定いたしました。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第８、発委第２号　コロナウイルス禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者、総務文教常任委員長、板倉恵一さんから提案されております。

これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

５番、板倉恵一さん。

○５番（板倉恵一さん）　コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成増額・拡充を求める意見書を報告したいと思います。

今日、全国では約３割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に、公教育の場として大きな役割を果たしております。

令和２年度より、私立高校生への就学支援金助成制度が拡充され、年収590万円未満世帯に、上限39万6,000円の支援金が支給されることになりました。これにより、新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設整備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が11万8,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては、国と県の学費支援を受けても年額14万円から約47万円の負担が残されます。5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり、家計への負担が懸念されます。

教育条件の公私間格差の是正も求められています。とりわけ、私立高校においては専任教員数が公立よりも少ない状況を改善する必要があります。私立高校は、それぞれが建学の精神に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠です。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。

政府並びに国会におかれましては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要請いたします。

記。

１．私立高校生への就学支援金制度を拡充してください。

（１）年収590万円を超える世帯への支援金を増額してください。

（２）私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。

２．私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

３．私立高校において専任教員増が可能となるよう、経常費助成を増額してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和３年９月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

併せて、新潟県知事あての内容は省略しますが、意見書の提出を行います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん）　それでは、発委第２号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発委第２号について、総務文教常任委員長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、発委第２号は可決することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩といたします。再開は10時50分といたします。

（午前１０時４３分）

○議長（安達丈夫さん）　再開いたします。

（午前１０時５０分）

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第９、発議第１号　新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案件につきましては、提案者、副議長、本多隆峰さんから提案されております。

これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

９番、本多隆峰さん。

○９番（本多隆峰さん）　発議第１号、令和３年９月17日。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

提出者、副議長、本多隆峰。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第７項及び弥彦村議会会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

意見書。

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

１　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断

じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

３　令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

５　炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和３年９月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん）　それでは、発議第１号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発議第１号について、副議長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん）　起立全員と認めます。

したがって、発議第１号は可決することに決定をいたしました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第10、発議第２号　議会基本条例特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

６番、柏木議員。

○６番（柏木文男さん）　発議第２号、議会基本条例特別委員会の設置について。

村民に開かれた議会づくりと政策審議をより一層活性化させ、議会機能の充実強化に努めていくため、下記のとおり特別委員会を設置する。

令和３年９月17日提出。

提出者、弥彦村議会議員、柏木文男。

賛成者、弥彦村議会議員、那須裕美子。同、丸山浩。同、板倉恵一。同、本多隆峰。

記。

１．本議会は、議員全員をもって構成する「議会基本条例特別委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

２．本議会は、議会基本条例に関する事項について委員会に調査、審査を付託する。

３．委員会は、２に掲げる事項について調査、審議が終了するまで、議会閉会中もなお継続して、審査を行うことができるものとする。

次のページになります。

議会基本条例特別委員会の設置について、提案理由の説明を行います。

発議第２号　議会基本条例特別委員会の設置について、提案理由を説明いたします。

近年、地方分権改革の進展によって地方自治体の権限と責任の範囲が拡大する中、二元代表制の一翼を担う議会は、その果たす役割及び責務の重要性とともに住民の議会に対する関心や期待の高まりなど、地方自治を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

こうした中、議会及び議員が村民から期待される役割を果たすには、議会と村長等との関係や、議会及び議員の役割の明確化、議員の地域活性基盤の強化などの改革が必要になると考えます。

本村議会においても、従前から議会審議の充実に取り組んでまいりましたが、これまで以上にその役割と責務も重く認識し、村民の負託に応えるためにも、村長との対等かつ緊張感ある関係を保ち、村民に開かれた議会づくりと政策審議をより一層活性化させ、議会機能の充実強化に努めなければなりません。

条例制定に向け、議会の基本理念として掲げる「村民の声が届く議会」を目指し、村民への説明責任も重大となることから、全議員で構成する特別委員会を設置することを提案するものであります。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん）　ただいま提案説明が終わりましたので、発議第２号について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会条例第５条（特別委員会の設置）により、議員全員をもっ

て構成する特別委員会を設置し、弥彦村議会基本条例に関する事項についての調査及び審査を委員会に付託の上、調査、審査が終了するまで、議会閉会中もなお継続して調査及び審査をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

これより、本特別委員会の委員長並びに副委員長を互選していただくため、全議員は委員会室に移動ください。

しばらく休憩といたします。

（午前１１時０５分）

○議長（安達丈夫さん）　再開いたします。

（午前１１時１０分）

○議長（安達丈夫さん）　ただいま、議会基本条例特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、報告をいたします。

委員長に柏木文男さん、副委員長に板倉恵一さん。

以上であります。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫さん）　次に、日程第12、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第14、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会委員長並びに各常任委員長からお手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって９月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん）　令和３年第10回弥彦村議会９月定例会に上程いたしました全案件につきまして、議員皆様全員の可決承認をいただきました。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫さん）　最後に、議長からご挨拶を申し上げます。

皆さんのご協力によりまして、滞りなく９月定例会を終了することができました。心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、決算認定７件、条例１件、補正予算６件、人事１件の計15案件が村長提案のとおり可決いたしました。

そして、請願については、「私立高校の教育環境整備をはかるための私学助成増額・拡充を求める意見書」並びに「ウイルス感染症の影響による地方税財源の充実を求める意見書」が発議され、採決の結果、２件の意見書を提出することに決定しました。

それから、特別委員会の設置については、議会基本条例の制定に向け準備を行うための委員会設置でございました。

以上、９月定例会の提出議案は、全て全会一致で可決されたことは、議長といたしましても大変うれしく思います。

なお、一般質問では５名の方から、村の重点施策に関わる質問や、今後の事業の発展に関係する質問がありました。今後の弥彦村発展や弥彦村の安寧につながるところでございます。

それから、待望の枝豆選果場が完成し、コンバインで収穫した枝豆が洗浄、そして選別され、きれいに販売する袋詰めまで自動的に行われるすばらしい設備で、枝豆収穫作業がスピーディーに進みます。これからの枝豆の生産にも大いに期待が持て、それが村の大きな発展につながること信じております。

今後の行事等におきましては、競輪では寛仁親王牌、そして11月には菊祭り、公園の紅葉狩りなど秋の行事が行われ、弥彦がにぎわいを見せるのも目の前に来ております。

各議員におかれましては、今後も村民の生活安定と村の発展のために、各位ご尽力いただきたいと思います。

以上をもちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん）　令和３年第10回弥彦村議会９月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１１時１５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署名議員　　小　　熊　　　　正

署名議員　　本　　多　　隆　　峰